

令和4年度 上尾市内部統制結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定を踏まえ、「上尾市内部統制試行運用ガイドライン」（令和3年8月策定）に基づき、令和4年度の上尾市における内部統制を試行的に実施したので、その結果を次のとおり報告する。

1 試行運用に関する全庁的な取組について

- | | | | |
|------|----|-------|---|
| 令和4年 | 4月 | 1日 | 内部統制試行運用対象所属によるリスク評価シートの確認・調整及び取組の実施開始 |
| 〃 | 6月 | 1日 | 「コンプライアンス研修（eラーニング）」実施 |
| 〃 | ～ | 7月29日 | |
| 〃 | 6月 | 28日 | 整備上の不備に関するヒアリングの実施 |
| 〃 | 8月 | | 「上尾市内部統制試行運用ガイドライン」改訂 |
| 〃 | 8月 | 1日 | 運用上の不備に関するヒアリングの実施（出納事務） |
| 〃 | 8月 | 1日 | 「契約事務・出納事務に係る実務研修会」開催 |
| 〃 | 8月 | 10日 | 「コンプライアンス研修（課長級以上職員向け）」開催 |
| 〃 | 8月 | 17日 | 庁議（ガイドラインの改訂及び令和3年度取組結果の報告） |
| 〃 | 8月 | 23日 | 令和4年9月定例会開会前全議員説明会（令和3年度試行運用に関する取組結果の報告）
報告後、市ホームページによる取組結果の公表 |
| 〃 | 9月 | | 内部統制試行運用対象所属による上半期の自己評価の実施 |
| 令和5年 | 3月 | | 内部統制試行運用対象所属による下半期の自己評価の実施及び推進部局に対するリスク評価シートの提出 |
| 〃 | 4月 | 25日 | 第1回内部統制庁内検討会議 |
| 〃 | 5月 | 22日 | 評価部局及び推進部局による評価の実施 |
| 〃 | ～ | 7月6日 | |
| 〃 | 6月 | 8日 | 運用上の不備に関するヒアリングの実施（契約事務） |
| 〃 | 5月 | 24日 | 第2回内部統制庁内検討会議 |
| 〃 | 6月 | 13日 | 運用上の不備に関するヒアリングの実施（出納事務） |
| 〃 | 6月 | 15日 | |
| 〃 | 6月 | 21日 | 第3回内部統制庁内検討会議 |
| 〃 | 7月 | 7日 | 推進部局による評価を付したリスク評価シートの返送 |
| 〃 | 8月 | 7日 | 庁議（令和4年度上尾市内部統制結果報告書の報告） |
| 〃 | 8月 | 23日 | 令和5年9月定例会開会前全議員説明会（令和4年度上尾市内部統制結果報告書の報告）
報告後、市ホームページによる結果報告の公表 |

2 各所属における事務レベルの内部統制について

(1) 評価手続

評価対象期間を令和4年4月1日から令和5年3月31日まで、評価基準日を令和5年3月31日として、契約及び出納に関する事務についての内部統制の評価を実施した。

(2) 評価結果

令和4年度における各所属のリスク評価シートに基づく取組について評価を実施した結果、次のとおり整備上の不備が0件、運用上の不備が4件であり、そのうち重大な不備に該当するものはなかった。

よって、令和4年度における本市の事務レベルの内部統制は、有効に整備及び運用されていると判断した。

<整備上の不備の一覧>

「整備上の不備」とは、結果として不適切な事項が発生していないものの不適切な事項を生じさせる蓋然性が高いものをいい、このうち地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高いものは「重大な不備」に該当する。

不備の種類	不備なし	不備あり	重大な不備あり
件数	339件	0件	0件

<運用上の不備の一覧>

「運用上の不備」とは、整備段階で意図したように内部統制の効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させたものをいい、このうち地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を実際に生じさせたものは「重大な不備」に該当する。

不備の種類	不備なし	不備あり	重大な不備あり
件数	335件	4件	0件

※ 内部統制の不備の概要については、別紙のとおり。

※ 判明したこれらの不備については、推進部局及び評価部局が対象所属に対しヒアリングを実施し、再発防止に取り組んでいることを確認している。

3 今後に向けた取組

今年度は、本市の内部統制について有効に整備及び運用されていると判断したが、一方で試行運用の対象でない所属において運用上の不備に相当する事案が複数発生している。

本市において実効性のある内部統制の実現を目指すため、試行運用の実施体制や取組内容等について検証を行い、内部統制が市全体の取組として更に浸透するよう検討を進めていくこととする。

令和4年度における内部統制の不備の概要

1 契約事務

教育総務部教育総務課（契約締結事務に関する運用上の不備）

概要	<p>小学校建築設備定期検査業務に係る業務委託契約の締結（支出負担行為票）に当たって、市の予算規則等で定める会計管理者、財政主管部長及び総務部長への合議がないまま決裁されていた。</p> <p>なお、令和4年度定期監査において指摘を受けている。</p>
原因	<p>所属職員の失念によるものであり、契約締結に係る起案の決裁過程においても気づくことができなかった。</p>

2 出納事務

(1) 市長政策室広報広聴課（支払に関する運用上の不備）

概要	<p>広報紙等配送業務に係る業務委託契約の支払に当たって、契約約款で定めた支払期日までに支払われていなかった。</p> <p>なお、令和4年度定期監査において指摘を受けている。</p>
原因	<p>業務の繁忙により担当職員の請求書の処理が遅れてしまい、支払期日（令和4年7月20日）を過ぎて同月22日に支出命令票を作成することとなった。加えて、業務の属人化により他の所属職員も気づくことができなかった。</p>

(2) 健康福祉部生活支援課（収納事務に関する運用上の不備）

概要	<p>生活保護受給者であった者2名に対する生活保護費返還のための納付書の送付について、経理担当者が作成した納付書を地区担当者が封筒を作成した上で送付しているが、地区担当者が納付書と封筒の宛先の確認をせずに納付書を入れ違えて発送した。</p> <p>なお、令和5年2月7日にインシデントとして報告している。</p>
原因	<p>経理担当者と地区担当者でダブルチェックを行ったが、地区担当者が封入する際の確認を怠り、最終的に納付書を入れ違えてしまった。</p>

(3) 教育総務部スポーツ振興課（支出手続に関する運用上の不備）

概要	<p>上尾市学校施設開放運営委員会交付金について、要綱で交付期日を毎年度7月31日としているが、当該期日を過ぎて令和4年8月10日に交付手続がされており、要綱の規定と異なる運用が見受けられた。</p> <p>なお、令和4年度定期監査において指摘を受けている。</p>
原因	<p>添付書類として本交付金の受領に関する委任状が必要であったが、所属職員がこのことを知らなかったため交付団体に対する事前説明が遅れてしまい、結果として交付期日までに交付することができなかった。</p>